

# 会 則

## 〈目的〉

第1条 道場の基本方針に基づき、合気道の研鑽を行うことを趣旨とする。

1. 会員一人ひとりの存在を重んじ、稽古や諸活動を通じて、合気道の精神、技術の向上を目指すこと
2. 活動を通して、現代社会において希薄になりがちなコミュニケーション能力を養うこと
3. 自分自身の可能性と、存在の価値を再認識すること

## 〈活動内容〉

第2条 前条の目的を達成するために次の活動を行なう。構成は一般部および少年部とし、高校生以上を一般部、中学生以下を少年部とする。ただし、昇級審査に限り、中学生は一般部として取り扱う。

1. 通常稽古
2. 研修会、講習会
3. その他(会議や親睦会等)

## 〈入会資格〉

第3条 当道場に入会できる者は、当道場の目的および本会則に賛同した者とする。ただし、高校生以下の者は保護者の了承を必要とする。

## 〈会員の心得〉

第4条 会員と認められた者は会員としての自覚を持ち、合気道の精神、技術の向上に努力をしなければならない。また、当道場における諸活動に、自己のできる範囲内で自主的、積極的に参加すること。

## 〈入会手続き〉

第5条 所定の入会申込を行い、入会金および会費を納めた時点をもって会員となる。会員は、原則、スポーツ保険に必ず加入しなければならない。

## 〈会員の退会〉

第6条 会員はいつでも本会からの退会を申し出ることができる。ただし、特別の事由がある場合は退会を延ばすよう本会から要求することができる。また一度退会したものが再度入会するには、再びその資格を得なければならない。

## 〈会員の休会〉

第7条 稽古を一か月以上休む場合は、休会扱いとする。なお、休会に際しては所定の休会金を要する。

## 〈会員の除名〉

第8条 当道場の一員として著しくその意識に欠けている等、本会の目的・集団活動に合わないと思われる者は、道場長の判断により除名することができる。

## 〈会費等〉

第9条 会費は当該月の上旬までに納めなければならない。本会の必要経費は、会費およびその他の収入によって賄う。

## 〈個人情報の利用目的等〉

第10条 個人情報の利用は、道場運営に関する業務、昇級昇段審査やスポーツ保険に関する手続き等に限り、ます。なお、各種サービスにおける写真や動画等は、原則、道場会員間に限定します。ただし、生命、身体又は財産の保護のため必要がある場合は、会員から事前に同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供します。

---

## 付則

1. この会則は、2023年9月1日から実施する。

登り助育センター道場長  
梅村 勝巳